廿日市市週休２日適用工事等実施要領

令和６年　４月１日制　　定
令和６年　６月１日一部改正
令和７年　６月１日一部改正
令和７年１１月１日一部改正
令和８年　８月１日一部改正
令和８年１０月１日一部改正

１　趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休２日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　定義

（１）週休２日適用工事及び週休２日適用地域維持業務

ア　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（週単位）をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

イ　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月単位で４週８休（現場閉所日数の割合が８日／２８日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ　月単位とは、工事着手日から起算して、４週間（２８日）ごとに分けた期間をいう。

なお、４週間を満たない期間（工事完了日の関係で２８日確保できない等）は、通期で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休２日を達成しているものとみなす。

オ　現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、 現場事務所での事務作業を含め、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、地域維持業務で実施する河川・道路パトロールは現場管理上必要な作業には含まれない。

カ　対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）　年末年始６日間及び夏季休暇３日間

（イ）　工場製作のみが行われている期間

（ウ）　工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

（２）週休２日交替制適用工事及び週休２日交替制適用地域維持業務

ア　完全週休２日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日間（平均休日日数の割合が２日/７日）以上の休日を確保したと認められる状態（週単位）をいう。

イ　月単位の週休２日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が８日／28日の状態をいう。）

以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ　通期の週休２日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

エ　月単位とは、工事着手日から起算して、４週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、４週間を満たない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で４週８休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休２日交替制を達成しているものとみなす。

オ　交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、２週間未満とする。

カ　平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

キ　対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）　工場製作のみが行われている期間

（イ）　工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

ク　実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。

ただし、自宅待機は休日とする。

３　対象工事

次に該当する建設工事及び地域維持業務（以下、「建設工事等」という。）を対象とする。ただし、対象期間が１週間未満の工事や災害時の緊急対応工事等は除く。

（１）週休２日

原則、現場閉所が可能な全ての建設工事等を対象とする。

（２）週休２日交替制

現場閉所が困難な全ての建設工事等を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア　緊急性が高い工事や通年維持管理工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事等

イ　社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事等

４　発注方式

（１）土木工事積算基準適用工事、土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事、治山林道必携適用工事

請負対象設計金額が２億５千万円以上の建設工事等（以下、「完全週休２日対象の建設工事」という。）は、完全週休２日（土日）又は完全週休２日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

それ以外の建設工事等については、原則、月単位の週休２日又は週休２日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

なお、完全週休２日の取組を達成できなかった場合は、月単位の取組を実施し、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

（２）港湾請負工事積算基準適用工事

原則、月単位の週休２日又は週休２日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

（3）営繕工事

原則、月単位の週休２日の発注者指定型で実施するものとする。

現場閉所が困難な場合は、通期の週休２日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。

5　実施方法

（1）週休２日

ア　受注者は、工事着手までに「様式１　計画・実施工程表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ　受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等を、毎月７日までに監督職員に提出するものとする。

ウ　週休２日を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ　受注者は、完全週休２日又は月単位の週休２日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

オ　受注者は、工事着手までに監督職員と協議した上で、週休２日交替制を行った場合、設計変更することができる。

（2）週休２日交替制

ア　受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ　受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類を、毎月７日までに監督職員に提出するものとする。

ウ　週休２日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ　受注者は、完全週休２日、月単位又は通期の週休２日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

6　経費等の補正

（1）週休２日

表１、表２、表３に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表４によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表５によるものとする。

ア　港湾請負工事積算基準適用工事

月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

イ　治山林道必携適用工事

完全週休２日対象の建設工事については、完全週休２日（土日）の補正係数を乗じたもので発注する。

それ以外の建設工事等については、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の補正係数により設計変更を行い、月単位の週休２

日が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

ウ　営繕工事

月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

月単位の週休２日が未達成の場合は通期の補正係数により設計変更を行い、通期の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

（2）週休２日交替制

表１、表２、表３に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表４によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表５によるものとする。

ア　港湾請負工事積算基準適用工事

月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

月単位の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

イ　治山林道必携適用工事

完全週休２日対象の建設工事については、完全週休２日交替制の補正係数を乗じたもので発注する。

それ以外の建設工事等については、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休２日交替制が未達成の場合は、月単位の補正係数により設計変更を行い、月単位の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

ウ　営繕工事

通期の補正係数を乗じたもので発注する。

通期の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

表１ 港湾請負工事積算基準適用工事※ の場合の各経費の補正係数

週休２日／週休２日交替制	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位（４週８休以上） 現場閉所率又は休日率 28.5% （８日／28日）以上		―	１．０２	１．０３

※諸経費体系が「公共（港湾）」の工事

表２ 治山林道必携適用工事の場合の各経費の補正係数

週休２日	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
完全週休２日（土日）（週単位） 現場閉所率 28.5% （２日／７日）以上	１．０２	―	１．０２	１．０３
月単位（４週８休以上） 現場閉所率 28.5% （８日／28日）以上	１．０２	―	１．０１	１．０２
週休２日交替制	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
完全週休２日（土日）（週単位） 現場閉所率 28.5% （２日／７日）以上	１．０２	―	―	１．０３
月単位（４週８休以上） 休日率 28.5% （８日／28日）以上	１．０２	―	―	１．０２

※労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積は補正の対象としない。

表３ 営繕工事の補正係数

「週休２日適用工事」	「週休２日適用工事」及び「週休２日交替制適用工事」の補正係数
月単位（４週８休以上） 現場閉所率 28.5% （８日／28日）以上	通期（４週８休以上） 現場閉所率又は休日率 28.5% （８日／28日）以上
労務費　　１．０４	労務費　　１．０２

各積算基準を適用工事の各積算基準適用工事の労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く）とする。

7　工事成績評定

完全週休２日対象の建設工事について、受注者の責により、月単位の週休２日又は週休２日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合、または、それ以外の建設工事等について、受注者の責により、通期の週休２日又は週休２日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、土木又は営繕工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとする。

８　その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

１ この要領は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年６月１日改正については、令和６年６月２６日以降に入札公告又は通知を行う建設工事から適用する。

３　令和７年６月１日改正については、改正日以降に起案する設計書に適用する。

４　令和７年１１月１日改正については、令和７年１１月１２日以降に入札公告又は通知を行う建設工事から適用する。

５　令和８年８月１日改正については、改正日以降に起案する設計書に適用する。

６　令和８年１０月１日改正については、改正日以降に起案する設計書に適用する。

別紙

表４ 市場単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名　称	区　分	補正係数	
		週単位	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去･移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

表５　土木工事標準単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名　称	区　分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02